

**< 23年度 > [第1問] (配点：50)**

Aは、物の発明 $\alpha$ について、日本の特許権（以下「本件特許権」という。）及び甲国の特許権（以下「甲国特許権」という。）を有している。Aは、日本でも甲国でも、その有する特許権の実施料収入を得るほかは、事業活動を全く行っていない。日本においては、Aは、本件特許権について、Bに対して東日本地域における独占的通常実施権を許諾し、Cに対して西日本地域における独占的通常実施権を許諾している。BとCは、いずれも発明 $\alpha$ の実施品を製造販売している。他方、甲国においては、Aは、甲国特許権について、Dに対して発明 $\alpha$ の実施を独占的に許諾している。AとDの間の実施許諾契約では、Dが発明 $\alpha$ の実施品を販売する地域を甲国に限ること、その実施品には「甲国外への輸出を禁止する」という表示を付すこと、直接の販売先には甲国外に輸出しないことを同意させること、がいずれもDに義務付けられている。Dは、甲国内において、発明 $\alpha$ の実施品を製造し、これをEに販売している。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えよ。

〔設問〕

1. Bは秋田県において発明 $\alpha$ の実施品を製造販売し、Fがこれを購入して岡山県において販売している。Aは、Fに対して差止請求をすることができるか。
2. Bは宮崎県において発明 $\alpha$ の実施品を製造販売し、Gがこれを購入して鹿児島県において販売している。AがGに対して差止請求をした場合、これに対するGの反論としていかなる主張が考えられるか。
3. EはDから購入した発明 $\alpha$ の実施品を日本に輸出し、Hがこれを購入して高知県において販売している。
  - (1) Dが、Aとの契約に違反して、その製造する発明 $\alpha$ の実施品に「甲国外への輸出を禁止する」という表示を付していなかった場合、Aは、Hに対して差止請求をすることができるか。
  - (2) Dは、Aとの契約に従い、その製造する発明 $\alpha$ の実施品に「甲国外への輸出を禁止する」という表示を付していたが、Eがその表示を抹消した上でHに販売している場合、Aは、Hに対して差止請求をすることができるか。
4. 上記3. のHの行為が本件特許権の侵害となるとした場合、A及びCは、Hに対して、特許法第102条第1項、第2項又は第3項を用いて損害額を算定してその賠償を請求することができるか。